

快適トイレを設置する試行工事实施要領

1. 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を建設現場に設置する試行工事を本要領により実施する。

2. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、受注者から希望があったものを対象とする。
ただし、単価契約による工事は除く。

3. 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「（１）快適トイレに求める機能」「（２）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各１基設置するものとする。

（１）快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする。）

（２）付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない。）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む。）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4. 実施の流れ

- （１）受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- （２）受注者が工事の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により施工することができる。
- （３）受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。また、設

置前に「快適トイレチェックシート」（様式－１）に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。

- （４）監督員は、設置前に提出された資料をもとに、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- （５）監督員は、設置された快適トイレを現場または机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- （６）受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督員に提出するものとする。
- （７）監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（積算方法は「５．積算」による。）
- （８）監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

５．積算

- （１）快適トイレに要する費用は、当初設計書に計上しない。
- （２）快適トイレの費用について、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※１を計上するものとし、男女別で１基ずつ計２基まで計上できるものとする。（102,000 円／２基・月が上限）
※１：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を減じた額。
- （３）受注者が自社所有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用（リース料）により積算上の差額を算出するものとする。
- （４）計上の対象とする期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は日とする。
- （５）使用する快適トイレがハウス型等の男女別一体型の場合は、男女別の入口になっている場合に限り、これを２基とみなす。
- （６）運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、積算上の差額の対象としない。
- （７）積算方法は、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。

６．配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

7. その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附 則

この要領は、平成30年 4月 1日から適用する。

この要領は、令和 2年 9月15日から適用する。

この要領は、令和 7年 7月15日から適用する。